

芽登寿の家で交通安全教室開催



～開催状況～



～クイックアーム～

7月8日、芽登寿の家において、芽登シニアクラブの会員を対象とした交通安全教室に講師として招かれ、北海道の交通事故情勢や高齢運転者にかかる交通事故の特徴、その防止策について説明させていただきました。

また、交通安全協会から借用した、「2つ同時に光るランプにタッチし、反応速度(俊敏性)を測定、そのタイムを年齢に置き換えて表示する」クイックアームという機器に参加者が挑戦し、自身が思い描く反応速度と実際の反応速度が可視化され、その結果に歓喜や落胆といった様々な反応が見られました。

芽登



芽登駐在所
26-2151
本別警察署
22-0110
作成者 芽登駐在所員

暴力団排除活動の推進 暴力団 地域団結 断固拒否

暴力団の違法・不当な活動や犯罪被害に関することは、どんな些細なことでも早期に警察に相談、通報する強い意志と勇気を持って、社会から暴力団を追放しましょう。

暴力団追放「三ない運動」の推進



北海道警察 ・ 北海道暴力追放センター



生活道路における自動車の法定速度の引下げ
法定速度が引き下げられます！

令和8年9月1日から中央線等がない道路における自動車の法定速度は30km/h となります。

また、すべての道路の法定速度が30km/h になるわけではありません。

次のような道路の法定速度は、引き続き60km/h です。

- ・道路標識又は道路標示による中央線又は車両通行帯が設けられている一般道路
- ・道路の構造上又は柵その他の工作物により自動車の通行が往復の方向別に分離されている一般道路
- ・高速自動車国道のうち、本線車道並びにこれに接する加速車線及び減速車線以外のもの
- ・自動車専用道路

